

和光市
小川町、東秩父村、寄居町
共同宣言に合意しました!

寄居町長
花輪利一郎



1月19日に知事公館において「和光市と3町村(小川町、東秩父村、寄居町)の相互交流に関する共同宣言」の署名式を行いました。



昨年6月、寄居町では、小川町、東秩父村とともに、互いに協力して誘客に取り組む広域観光連携協議会を設立し、地域の活性化を図ってまいりました。しかしながら、各自治体とも、人口減少や高齢化の進行など、共通の課題を抱えており、都市部との交流が重要であるという共通の認識を持っておりました。

そこで、東京都に隣接する「埼玉の玄関口」的な役割を持つ、和光市に相互交流をお願いしたところ、松本武洋和光市長も「市民の地元意識が低い」と感じており、都市部と郡部がそれぞれの課題を解消したいという思惑が一致し、今回の共同宣言につながりました。当日は、上田清司埼玉県知事にも立ち会っていただき、県からも全面的なサポートをいただくことができました。

和光市は、アジアエアガン大会やニッポン全国鍋グランプリ、新元素「ニホニウム」を発見した理化学研究所等、埼玉県の中でも現在、非常に注目されている都市であります。

和光市とは、東武東上線や国道254号、関越自動車道、荒川や本田技研工業株式会社等、共通事項も多く、アクセス的にも比較的恵まれています。今後、東京に隣接し、人口も増えている和光市との交流を図ることで、都市部と郡部の交流が活性化し、交流人口の増加や地元への愛着心向上などにより、お互い期待を持っているところであります。

寄居町といたしましては、みかん狩りなどの自然体験、県立川の博物館、鉢形城歴史館での小学生の社会科見学等を中心に、まずは観光分野での交流をしっかりと進めてまいりたいと考えております。



さらには、それぞれの市町村が持つ地域資源やその特性を生かしながら、教育、文化、経済、スポーツなど、幅広い分野で相互に積極的な交流をしていければと考えております。

保健福祉総合センター からのお知らせ

3月1日～7日は「子ども予防接種週間」です

日本医師会、日本小児科医会では、予防接種への関心を高め、麻しん(はしか)などの予防接種率の向上を図るため、3月1日～7日を「子ども予防接種週間」としています。期間中は、協力医療機関で、種々の予防接種の相談に応じたり、診療時間に予防接種が受けにくい方に対して接種機会を拡大するなどの体制を構築しています。

予防接種の接種忘れはありませんか?

町では12月から、接種状況によってオーダーメイドスケジュールを算出・確認できる「よりっこワクチンナビ」が運用開始となりました。予防接種日に合わせて、事前にメールが届きます。携帯、スマホから簡単に登録できますので、ぜひご登録ください。詳細は本誌1月号、町公式ホームページをご覧ください。

麻しん、風しんについて

平成19、20年には大学生を中心に「麻しん」が、平成24、25年には成人を中心に「風しん」が大流行しました。麻しんや風しんに感染した方の多くは、幼少期に予防接種を受けていない世代です。妊婦が麻しんにかかると流産や早産を起こす可能性があり、風しんにかかると胎児の先天性風しん症候群を起こす可能性があります。麻しんや風しんの予防接種を受けていない方や、まだかかったことのない方は、早めに予防接種を受けることをお勧めします。なお、妊娠している方はワクチン接種を受けることができませんので、麻しんや風しんの流行時には外出を避け、人混みに近づかないようご注意ください。

麻しん、風しん定期予防接種

平成28年度対象者

第1期

対象/1歳の方

期限/2歳になる誕生日の前日まで

第2期

対象/平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの方

期限/平成29年3月31日まで

※接種期限を過ぎると、全額自己負担となります。
※予診票がお手元がない方は、保健福祉総合センターへお問い合わせください。

■問い合わせ

保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。



皆様のご意見をお寄せください!

パブリック・コメント手続を実施します

町では、次の戦略を策定するため、パブリック・コメント手続を実施します。皆様のご意見をお寄せください。

【寄居町公共下水道事業経営戦略】

■意見募集期間、資料閲覧期間

2月10日(金)～3月13日(月)の開庁日

■資料の公表(閲覧場所)

上下水道課、男衾・用土両連絡所で閲覧できます。また、町公式ホームページでも公表します。資料に関するご質問は、上下水道課のみ受け付けます。

■閲覧時間

上下水道課|午前8時30分～午後5時15分

男衾・用土両連絡所|午前8時30分～午後5時

■意見の提出方法

意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で上下水道課へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。電子メールの件名は「寄居町公共下水道事業経営戦略についての意見」としてください。

■問い合わせ

上下水道課(☎581・2121内線262・266、ファックス581・7531、Eメールzyougesui@town.yorii.saitama.jp)へ。

町議会では、次の条例を制定するため、パブリック・コメント手続を実施します。皆様のご意見をお寄せください。

【寄居町議会基本条例】

■意見募集期間、資料閲覧期間

3月1日(水)～30日(休)の開庁日

■資料の公表(閲覧場所)

議会事務局、男衾・用土両連絡所で閲覧できます。また、町公式ホームページでも公表します。資料に関するご質問は、議会事務局のみ受け付けます。

■閲覧時間

議会事務局|午前8時30分～午後5時15分

男衾・用土両連絡所|午前8時30分～午後5時

■意見の提出方法

意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページで取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で議会事務局へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。電子メールの件名は、「寄居町議会基本条例についての意見」としてください。

■問い合わせ

議会事務局(☎581・2121内線341・342、ファックス581・6911、Eメールgikai@town.yorii.saitama.jp)へ。

- 意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体です。
- 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ご意見の個別回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 寄せられたご意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。